

国際共同映像制作助成金交付要綱細則

(趣旨)

第1条 この細則は、国際共同映像制作助成金交付要綱(以下、「要綱」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成金指定申請書)

第2条 要綱第8条第1項の助成金対象事業指定申請書は、様式1とする。ただし、要綱第14条第1項ただし書きにより概算交付を申請するときは、様式2とする。

2 要綱第8条第1項の理事長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 申請者の定款又はこれに類する規約
- (2) 申請者の直近の市税の納税証明書(指名願用)および宣誓書(様式3)
- (3) 映像制作のスケジュール
- (4) その他理事長がその都度必要と認める書類

(助成金変更交付申請書)

第3条 要綱第10条第1項の助成金変更交付申請書は、様式4とする。

2 要綱第10条第1項の理事長が必要と認める書類は、変更の内容に応じて、理事長がその都度必要と認めるものとする。

3 次の各号に該当する場合は助成金変更交付申請書(様式4)の提出を要しない。

- (1) 助成目的に変更をもたらすものではなく、より効率的な助成目的達成に資するものと考えられる場合
- (2) 助成目的に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(助成金の実績報告書)

第4条 要綱第12条第1項の事業実績報告書は、様式5とする。

2 要綱第12条第1項の理事長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 支出した経費の事実を証明する領収書等の書類
- (2) 助成金対象事業指定通知を受けた者が負担した経費の事実を証明する業務日報や出勤簿等の書類
- (3) 撮影等が適正に行われたことを証明する許可証の写し等の書類
- (4) その他理事長がその都度必要と認める書類

3 要綱第12条第2項の放送・公開報告書は、様式6とする。

(助成金交付に係る標準処理期間)

第5条 助成金を確定払するときの標準処理期間は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績報告書が提出され（追加資料の提出など書類が完備し）てから助成金事業確定通知を発するまで 12開庁日
- (2) 請求書が提出され（記載の補正など書類が完備し）てから助成金の交付まで 12開庁日

2 助成金を概算払するときの標準処理期間は、次のとおりとする。

- (1) 助成金対象事業指定・概算交付申請書が提出され、審査委員会において助成交付候補者が決定してから概算払交付額決定通知を発するまで 12開庁日
- (2) 請求書が提出され（記載の補正など書類が完備し）てから助成金の交付まで 12開庁日

3 前2項の標準処理期間より遅れるときは、処理に要する期間の見込みを連絡するものとする。

(助成対象経費)

第6条 要綱別表その他の経費として理事長が認める経費は、次のとおりとする。

- (1) 撮影等のために使用した車両の燃料代や駐車代
- (2) 撮影等に必要セットや足場の制作費
- (3) 撮影等に係る保険料
- (4) その他理事長がその都度必要と認める書類

2 要綱別表の経費は、映像制作に関して支払うべき事実があり、映像制作期間中もしくは、映像制作期間の前又は後に支出したものとする。

3 要綱別表のうち「助成金対象事業指定通知を受けた者が負担した経費」については、業界基準を参考に、個別に判断する。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。